

第5章 活用計画

1. 公開その他の活用の基本方針

旧美歎水源地水道施設は、鳥取市の中央部、国府町美歎地区に所在する重要文化財（建造物）である。大正時代の創設以来長らく鳥取市民の水がめとして活用され、水源地として廃止された後も地域の貴重な近代化遺産として保存されてきた。

平成19年に重要文化財に指定されて以後は、鳥取市教育委員会を中心に保存活用の取り組みを進めており、平成21年度には「保存整備基本計画」としてその基本方針を定めた。この計画に基づき、建造物の修理事業並びに活用整備事業を進め、平成30年度に事業が完了した。

歴史性を含む文化財の特質と、上記のような取り組みを踏まえ、旧美歎水源地水道施設の公開その他の活用の基本方針を以下のように定める。

- ① 昭和4年を設定年代とし、美歎水源地水道施設の文化財的価値を伝える。
- ② 地域における近代水道施設の役割や文化財としての特質を学ぶ場として広く一般に公開する。
- ③ 学校教育との連携による地域学習・体験学習の場として活用する。学校教育との連携を推進し、小中学校の生徒の授業・校外活動の場として積極的な活用を図る。
- ④ 水道局との連携により、水道の歴史と現在について学ぶ場として活用する。
- ⑤ 全国の愛好者と地域住民との交流の場として活用する。
- ⑥ 現在も実施している、全国近代化遺産一斉公開等の機会をとらえて、全国に情報発信する。また、県内外の同種の文化財との連携を図る。
- ⑦ 水源涵養のために育まれた良好な環境を活用した、文化芸術活動や地域の活性化の場としての活用を図る。

2. 公開計画

(1) 建造物等の公開・活用

平成 29 年度までは保存修理工事を実施していたため、期日を限定した特別公開を実施したが、保存修理工事完了後は、敷地全体を公開範囲とし常時開放している。

制水井上屋については、安全確保のために通常は扉に施錠して外観公開とする。ボランティアガイド等の随行により安全確保が図られる場合は、活用のため建造物の内部の公開も可能とする。

公開にあたっては、活用事業の一部を地元を中心とする活用組織に委託し、地元住民と来訪者の対話を通じて文化財建造物への理解を深められるように努める。

表 5-2-1 官報に記載された指定建造物、附指定の建造物、その他の建造物について、公開部分と概要を一覧にした。

番号	建造物名称	公開部分	概要	備考
1	貯水池堰堤	外観	堤体部は立ち入り禁止	
2	美歎川上流量水堰	外観	〃	
3	左右護岸	外観	河川流路内立ち入り禁止	2 の附属
4	通り谷量水堰	外観	堤体部は立ち入り禁止	
5	左右護岸	外観	河川流路内立ち入り禁止	4 の附属
6	水叩	外観	河川流路内立ち入り禁止	4 の附属
7	一号濾過池	外観	濾過池内は原則立ち入り禁止とするが、イベント利用やガイド等人的対応が可能な場合に限り公開。	
8	制水井	上屋外観・室内	室内は通常非公開とするが、イベント利用やガイド等人的対応が可能な場合に限り公開。	7 の附属
9	二号濾過池	外観	濾過池内は現状通り湛水	
10	制水井	上屋外観・室内	室内は通常非公開とするが、イベント利用やガイド等人的対応が可能な場合に限り公開。	9 の附属
11	三号濾過池	外観	濾過池内は現状通り湛水	
12	制水井	上屋外観・室内	室内は通常非公開とするが、イベント利用やガイド等人的対応が可能な場合に限り公開。	11 の附属
13	四号濾過池	外観	濾過池内は原則立ち入り禁止とするが、イベント利用やガイド等人的対応が可能な場合に限り公開。	
14	制水井	上屋外観・室内	室内は通常非公開とするが、イベント利用やガイド等人的対応が可能な場合に限り公開。	13 の附属
15	五号濾過池	外観	濾過池内は原則立ち入り禁止とするが、イベント利用やガイド等人的対応が可能な場合に限り公開。	
16	制水井	上屋外観・室内	室内は通常非公開とするが、イベント利用やガイド等人的対応が可能な場合に限り公開。	15 の附属
17	接合井	上屋外観・室内	室内は通常非公開とし、ガイド等人的対応が可能な場合に限り公開	

番号	建造物名称	公開部分	摘要	備考
18	量水器室	上屋外観・室内	室内は通常非公開とし、ガイド等人的対応が可能な場合に限って公開	
19	階段	外観	常時通行可	
20	鳥取水道記功碑	外観	現用配水池敷地内にあるため原則非公開	
21	管理橋 (岩ヶ平人道橋)	外観	橋梁内立ち入り禁止	
22	管理橋 (事務所前人道橋)	外観	常時通行可 転落等事故に備えて、管理者が注意を喚起する	
23	水道用地、原野及び保安林	外観	見学範囲外は立ち入り禁止	
24	取水搭	外観	立ち入り不可能	土地に含まれる
25	排水井	外観・内部	二号濾過池附属の排水井は、アクリル蓋により内部を公開	土地に含まれる
26	門柱	外観	常時通行可	土地に含まれる
27	石造擁壁	外観	常時見学可	土地に含まれる

※制水井等濾過池周辺の建造物については、保存修理後は指定文化財のほぼすべての外観が望見できる範囲となる。

(2) 関連資料等の公開

鳥取市水道局所有の旧美敷水源に関する簿冊等の資料は、平成 21 年度に調査事業を実施して目録を作成し、鳥取市立歴史博物館に収蔵している。これら文献資料は通常非公開となっているため、古図や古写真等の一部は複写物をパネル化し、ガイダンス施設兼休憩所に掲示して展示資料の一つとした。

原資料については、鳥取市歴史博物館、因幡万葉歴史館等の展示施設で、企画展覧会の機会を活かして公開するほか、デジタル画像としての公開等も検討する。

3. 活用基本計画

(1) 計画条件の整理

ア 法的条件、遵守すべき法規等

- ・文化財保護法
- ・鳥取県文化財保護条例
- ・鳥取市文化財保護条例
- ・砂防法及び鳥取県砂防指定地等管理条例

※砂防指定地内での制限行為

- ① 工作物の新築、改築、移転又は除却
- ② 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為
- ③ 竹木の伐採
- ④ 土石、竹木又は樹根の堆積又は投棄
- ⑤ 土石、竹木又は樹根の採取
- ⑥ 竹木の滑下又は地引による搬出
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、治水上砂防に支障があるものとして規則で定める行為

※砂防設備等の占有

- ・森林法

※保安林の立木の伐採

※保安林内の土地の形質の変更など

- ・河川法

※河川管理者以外の者の施行する工事等

※流水の占用許可

※土地の占用及び工作物の新築

※土地の掘削等

- ・消防法

※消防法施行令第32条による特例認定

- ・鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例

※喫煙・裸火の使用・火災予防上危険な物品の持ち込みの禁止

- ・都市計画法

- ・建築基準法

イ まちづくり施策に基づく地域計画関連法規等

- ・鳥取市第9次総合計画
- ・鳥取市新市まちづくり計画
- ・国府地域振興プラン

ウ 防災対策に留意すべき関連計画、条例等

- ・鳥取市安全で安心なまちづくり基本条例

エ その他の関係行政機関との調整

- ・鳥取県関連部局、鳥取市水道局等関連部局との連携をはかる。

(2) 建築計画

ア 平面計画（配置計画）

活用計画に際して、指定地内に各ゾーンを設定し、公開活用のための動線を設定した。ゾーン及び動線の設定に当たっては、水源地の全体像や機構を知り、文化財の価値に対する理解を深めることができるよう配慮した。

①ゾーンの設定と内容

- ・貯水池・周回ゾーン
貯水池堰堤上流部一帯のエリアを範囲とする。管理道を兼ねる見学動線が、2つの人道橋を経由して周回する。見学路以外への立ち入りは原則禁止とする。
- ・眺望ゾーン
貯水池堰堤頂部両端にある平坦地を利用して、上流の貯水池や山並みへの眺望を望み、あるいは下流に広がる濾過池や流路の風景を楽しむエリアとする。見学路以外への立ち入りは原則禁止とする。
- ・堰堤下流・散策ゾーン
主に貯水池堰堤直下流左岸側エリアから、濾過池やエントランスへと向かうゾーン。エリアの殆どが砂防管理エリアと重複している。見学のために供用可能な範囲以外は原則立ち入り禁止とし、必要に応じて占有許可を得るなど、活用に合わせて砂防管理者と充分協議する。
- ・展示・学習ゾーン
濾過池周辺一帯の、貯水以外の近代水道施設の中核をなす範囲で、濾過池・附属制水井、接合井等建造物の公開を通して、文化財の価値を学ぶゾーンとする。旧洗砂場跡地を利用したガイダンス施設の導入等、展示施設を設置する。
- ・休憩広場ゾーン
河川（流路）左岸一帯の旧事務所棟・倉庫跡は、芝生広場として小学生等の団体客等の休憩場所や、催事開催場所としての供用も行う。
- ・エントランスゾーン
快適な見学のために駐車場、トイレ等の便益施設を設置する。

②動線の設定と内容

- ・見学者主動線
限定公開区域を巡り、公開建造物等を身近に接することができる見学路で構成する動線。
- ・上流部周回動線
貯水堰堤管理道（林道を含む）と兼用して周回する動線。
- ・見学者車両動線
JR 鳥取駅や鳥取市街地等から、本指定地へアプローチする広域農道を利用した動線。
- ・管理車両・許可車両動線
管理車両・許可車両が利用する動線。

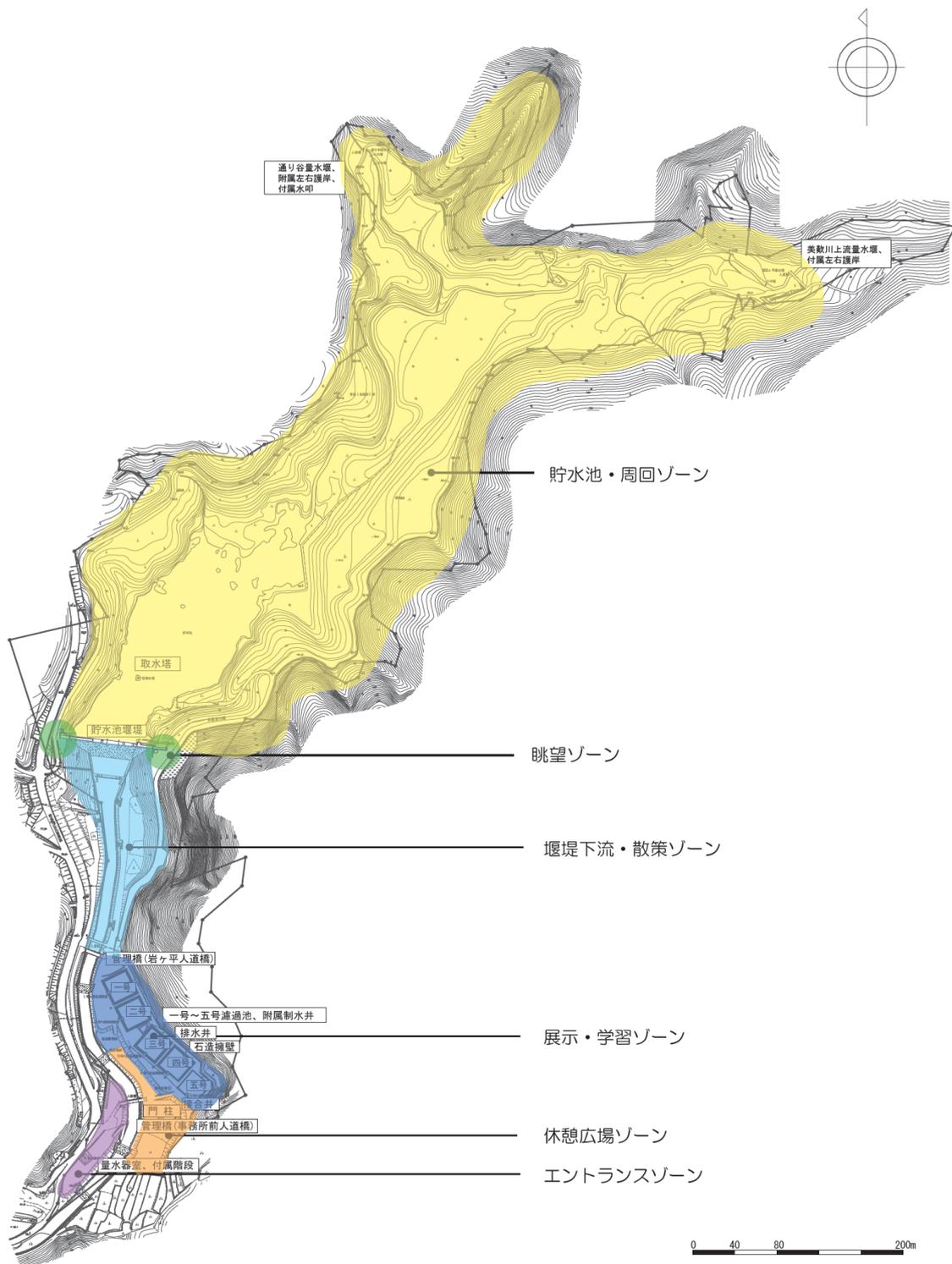


図 5-1 活用施設ゾーニング計画図

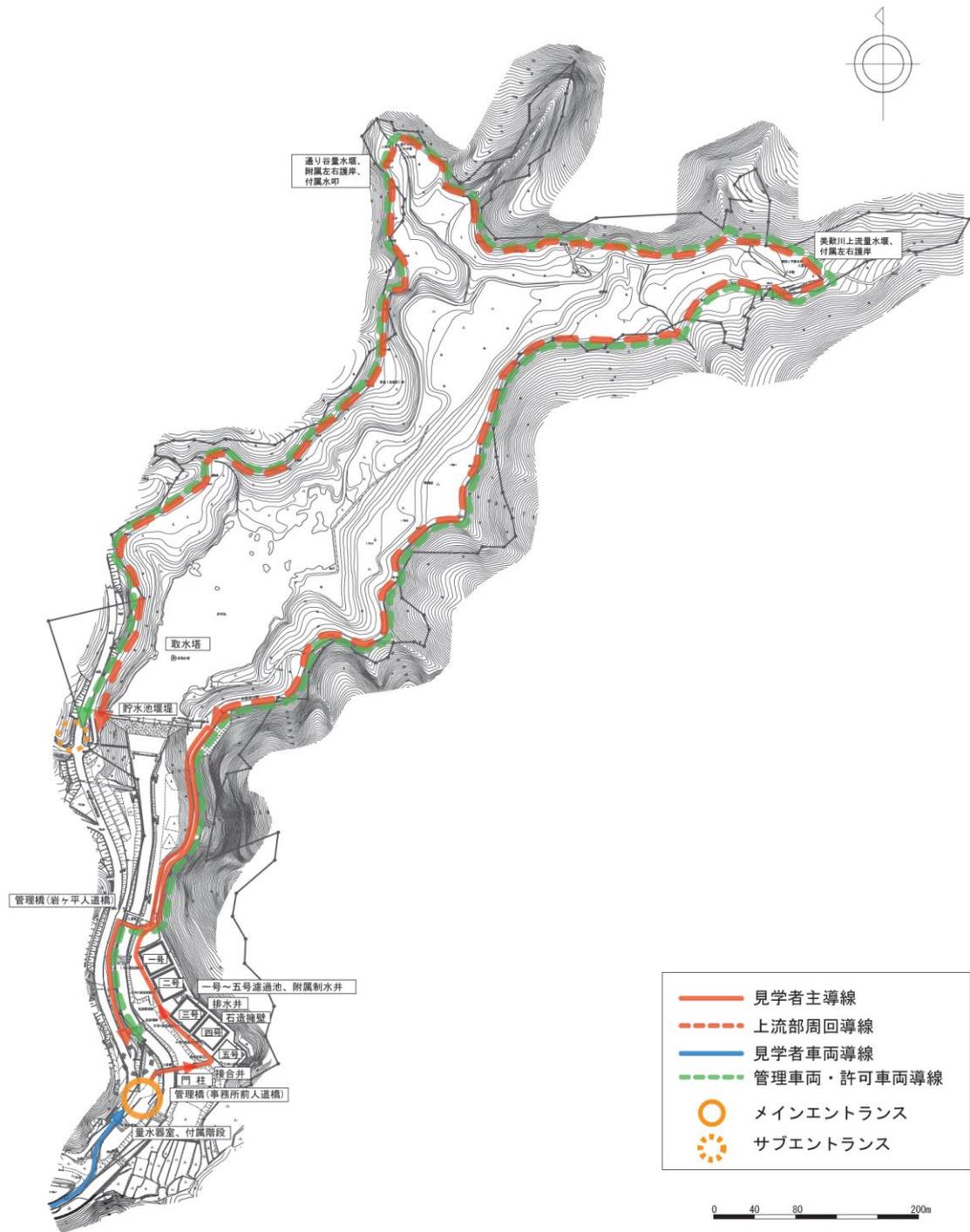


図 5-2 活用施設動線計画図

イ 施設等整備計画

来訪者が文化財に対する理解を深めるうえで必要な施設について、文化財の価値を損なうことがないように充分留意して整備する。

建造物については、滅失した建造物（砂洗場並びに砂置き場）の外観を模して建築する「ガイダンス施設兼休憩所」を整備する。また貯水池監視所の位置にも、その外観を模した休憩所を設け、盛時の景観を表現し文化財の価値の理解を助ける。

水源地全体の構造・規模を現地で理解できるように、濾過池周辺と貯水池の周囲に見学路を整備する。貯水池の周囲については、旧管理道の位置をできるだけ踏襲したものとし、土地の保全に影響しないよう配慮する。また、上流側堰堤の管理や防災のため、管理車両の通行等に配慮する。

指定物件や保存建造物等の説明のため、付近に解説板を設置する。見学の起点となる総合案内板を除き、解説板は移動可能なものとし、必要があれば撤去させて原状に復旧できるものとする。

広大な施設であるため、見学に支障がないようベンチやトイレなど最小限の利便施設を設置する。

表5-2 整備施設一覧

種別	名称	規格形状	単位	数量	摘要ゾーン
建造物	砂洗場建物 ①② ガイダンス兼休憩所	木造(一部)二階建て 屋根:切妻造波型鋼板葺 外壁:杉板下見張り及び木製ガラス入り建具 基礎:鉄筋コンクリート布基礎 規模:桁行22.2m、梁間7.3m~8.7m 建築面積:177.06㎡、延べ床面積:193.88㎡ 展示施設:写真、古図等パネル、修理品	棟	1	展示・学習ゾーン
	監視所建物 ③休憩所	木造[腰壁PC造]3.60m*3.60m*h3.90m、 銅板一文字葺屋根 2方腰壁付きベンチ	棟	1	貯水池・周回ゾーン
	④受付棟兼倉庫	既設コンクリートブロック造改修、 スレート屋根取替 5.00m*3.20m*1.80/2.20m	棟	1	エントランスゾーン
	⑤バイオトイレ	無水型バイオトイレ 1.92m*1.45m*h2.00m(2.65m) 男性用1穴、女性用1穴	棟	1	エントランスゾーン
ベンチ	⑥平型ベンチ	平型ベンチ 1.850m*0.415m*h0.420m 基礎部:石材、座面:木材、合成木材	基	4	眺望ゾーン
				8	展示・学習ゾーン
				2	休憩広場ゾーン
				4	エントランスゾーン
説明板等	⑦総合案内板	柱等再生材 形状:1.40m*(1.00m)*h1.80m 板部(SRCメタル多色印刷):W1200*H900*t20	基	1	エントランスゾーン
				2	眺望ゾーン
	⑧説明板	移動可能型 柱部0.041m*0.041m*h0.90m、 板部(SRCメタル多色印刷):0.20m*0.30m*t20	基	3	貯水池・周回ゾーン
				2	眺望ゾーン
⑨二号濾過池排水井化粧蓋/説明板	蓋部:ステンレス枠、 ポリカーボネート板開閉タイプ 1枚 説明板(固定金具):100mm*200mm*t2.0 3枚	式	1	展示・学習ゾーン	
整地	⑩芝生広場	芝	㎡	1,100	休憩広場ゾーン
				2,200	貯水池・周回ゾーン
	⑪見学路	W=2.0~2.5m 砂利敷き舗装 表層厚3cm程度	m	0	堰堤下流・散策ゾーン
				1,280	展示・学習ゾーン
⑫駐車場	砂利敷き舗装 表層厚4cm程度	㎡	950	エントランスゾーン	
設備	⑬電気設備	管路、ケーブル、ハンドホール 引込み柱、分電盤、管路、ケーブル	式	1	展示・学習ゾーン
				1	エントランスゾーン

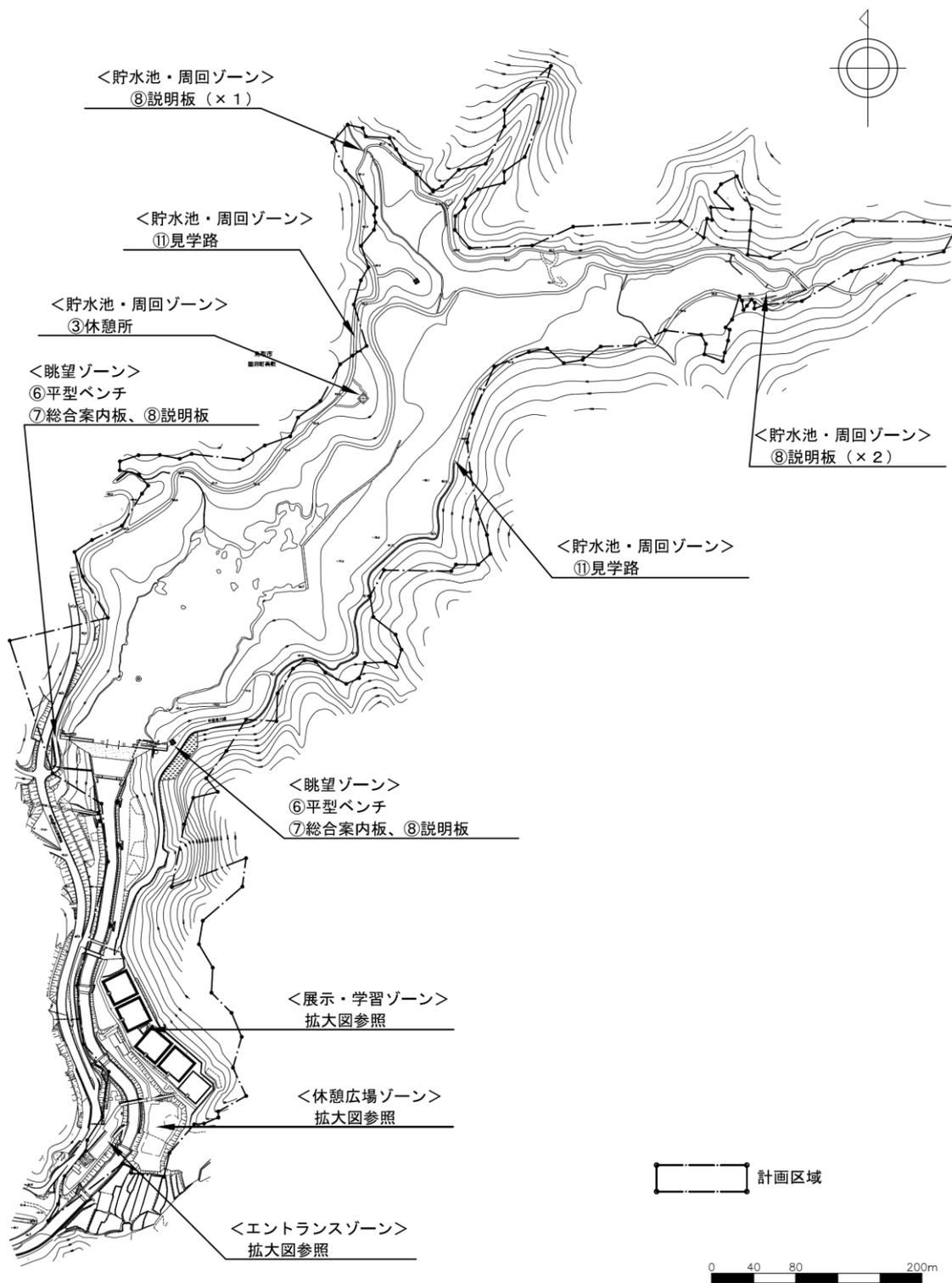


図 5-3 活用施設配置図

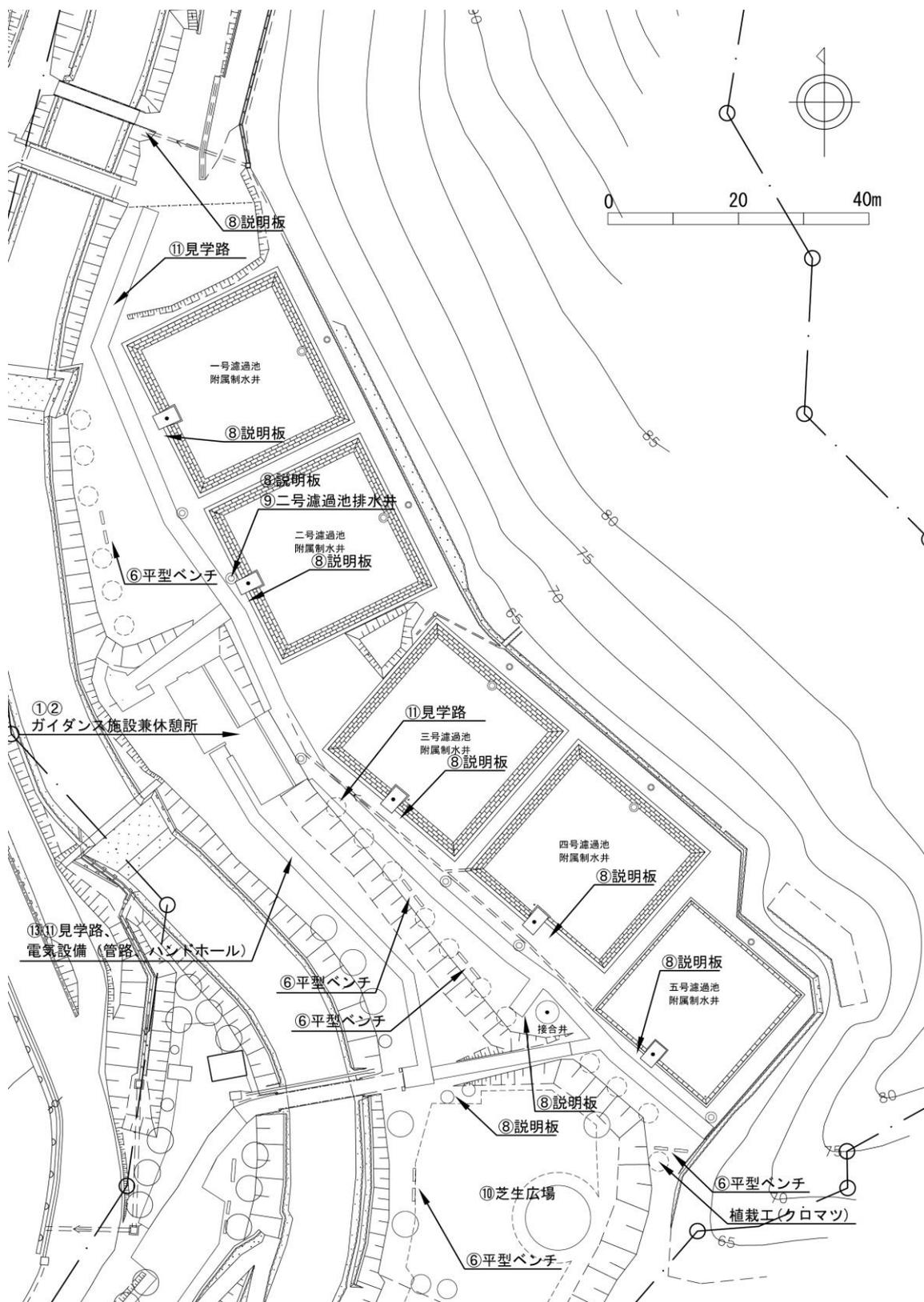


図 5-4 活用施設配置図 (展示・学習ゾーン/芝生広場ゾーン拡大図)

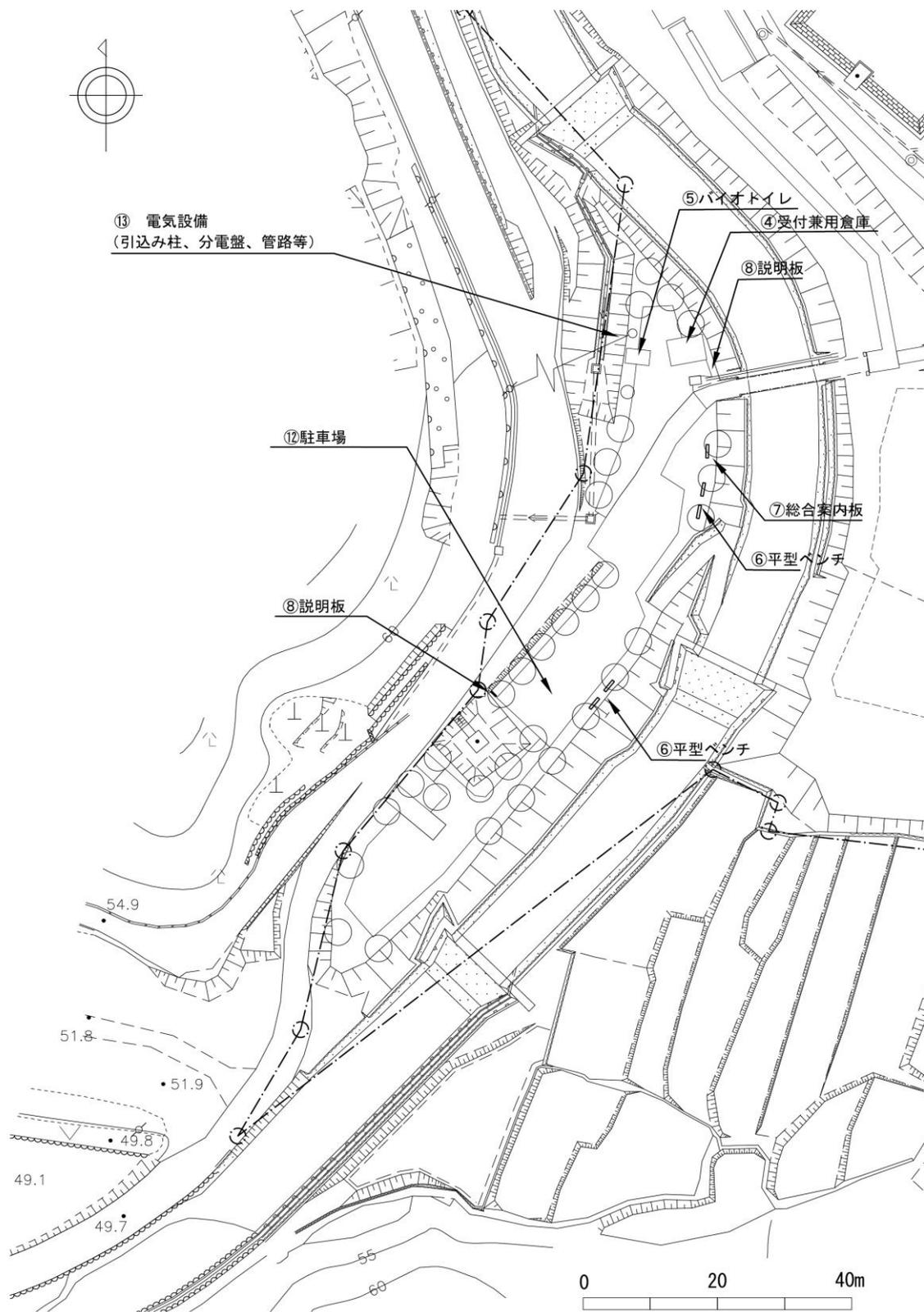


図 5-5 活用施設配置図 (エントランスゾーン拡大図)

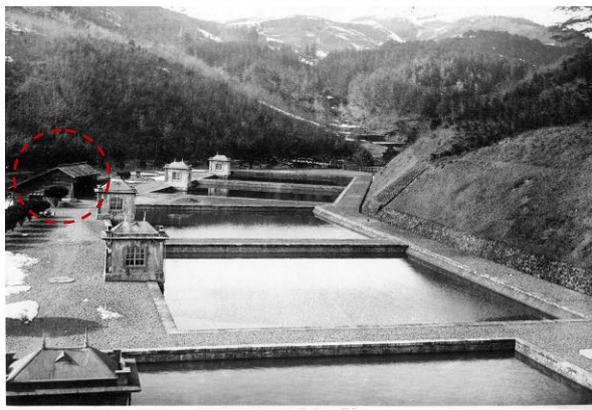
【施設の概要】①②ガイダンス兼休憩所施設

濾過池の砂を洗浄していた砂洗い場の建物2棟の外形を復元し、昭和4年の景観を再現する。当初の景観に近づける施設であり、文化財の価値を損なわないよう外観に配慮して整備する。

パネルや修理品等の展示施設を配したガイダンス施設として、文化財の理解を深めるための施設として活用する他、休憩施設としての利用も行う。

施設名称	計画位置	計画内容
①② ガイダンス 兼休憩所	展示・学習ゾーン	整備内容 木造(一部)二階建て 屋根:切妻造波型鋼板葺/外壁:杉板下見張り及び木製ガラス入り建具 基礎:鉄筋コンクリート布基礎 規模:桁行22.2m、梁間7.3m~8.7m/建築面積:177.06㎡、延べ床面積:193.88㎡ 展示施設:古写真、整備写真等パネル7枚、古図展示パネル9枚、指定書パネル3枚 濾過立体模型1基、体験記および音声案内1基、修理品等展示1式
		現状 詳細設計に先立ち、砂洗い場跡地の発掘調査等を実施し、遺構の状況から建物の基礎構造物の規模・形状を確認した。 建造物の規模・外形を古写真等から推定し、外形を復元した。 平成26年度計画では大型アズマヤとガイダンス施設2棟で計画したが、展示施設の内容を加味しガイダンス施設を主にした整備を行った。 パネルや修理品等の展示施設を配したガイダンス施設として、文化財の理解を深めるための施設として活用する他、休憩施設としての利用も行っている。

①ガイダンス施設兼休憩所



濾過池全景(昭和9年頃)



濾過池全景(平成30年)



発掘調査時(砂落とし場跡)



発掘調査時(砂洗場跡)



完成写真（西側外観）



完成写真（南側外観）



完成写真（北側外観）



完成写真（東側外観）



完成写真（屋内北西側）



完成写真（屋内北東側）

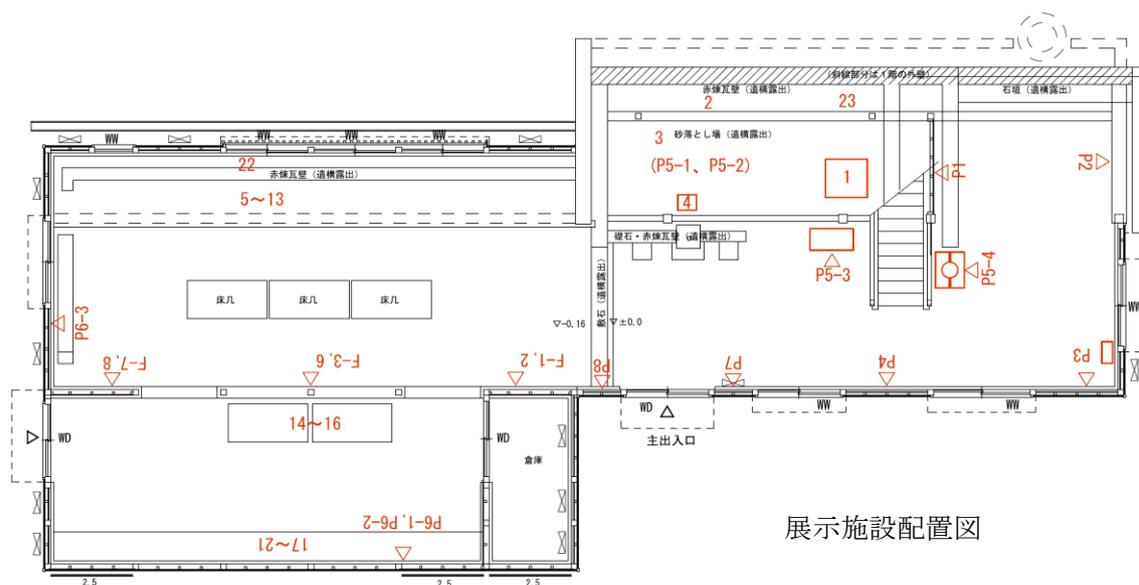


完成写真（屋内南側2F昇降部）



完成写真（屋内南側方向）

②展示施設



展示施設配置図

◎展示パネル等概要

No	タイトル等
P1	旧美歎水源地水道施設 概要
P2	近代水道と鳥取市水道の歴史
P3	大正7年の水害と美歎水源地の復興／体験音声ボックス
P4	浄水ができるまで(LED点灯付き)
P5-1,-2	濾過砂展示、作業風景(用具、案山子)
P5-3	濾過池の維持と管理
P5-4	濾過立体模型
P6-1	文化財修理工事・整備工事の概要活用状況
P6-2	
P6-3	鳥取市水道局事業等の紹介
P7	広報、周知用
P8	重要文化財指定書(3枚)

◎図面パネル概要

No	タイトル等
F1	鳥取市上水道第一水源地平面図
F2	鳥取市上水道概要
F3	鳥取市上水道送水管増設工事計画平面図
F4	同上 旧役場近く管路図
F5	鳥取市水道濾過地細分図
F6	制水井上家平面・立面・断面図
F7	洗砂場洗砂機
F8	洗砂場洗砂機水車
F9	洗砂場新設工事計画図
F10	鳥取市水道美歎堰堤詳細図
F11	鳥取市水道美歎堰堤水塔内鉄管配置図

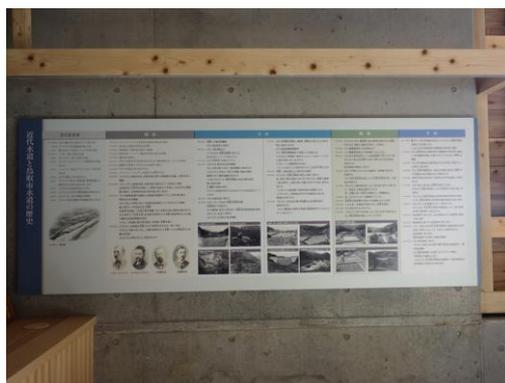
◎展示品目録

No	タイトル	表示内容
1	洗砂場で使用されたベルトコンベアの部品	
2	洗砂場で使用された導水管	
3	洗砂場の作業風景	(案山子製作 美歎活性化協議会の皆様)
4	濾過池の取水口制御バルブ	
5	制水井上屋・量水器室で使用されていた木建具・金物	①制水井上屋 窓枠ペンキ擦出調査 ②制水井5号上屋 窓枠洗浄試験 ③量水器室 窓ロールブラインドブラケット金具 ④量水器室 上下窓打込錠座金 ⑤量水器室 上下窓分銅 ⑥木部用ビス(当初) ⑦保存修理で使用したマイナスビス ⑧手板(窓枠修理暴露試験・H-12採用)
6	接合井上屋で使用されていた窓枠	
7	量水器室で使用されていた上下窓枠	
8	制水井上屋の腰壁部鉄骨材	
9	濾過施設の建物表札	
10	制水井上屋の部材(1)	①制水井5号上屋 屋根ドーマー窓ガラリ ②制水井上屋 堅樋・掴金物 ③制水井上屋 壁面の一部 ④制水井上屋 持送屈輪(渦巻型レリーフ) ⑤制水井4号上屋 パラペット装飾部材
11	制水井上屋の部材(2)	①制水井1号上屋 当初メタルラス(壁下地材) ②制水井1号上屋 後補エキスパンドメタルラス (壁下地材:大正7年水害復旧時の後補材) ③制水井上屋 修理エキスパンドメタルラス壁下地材 (保存修理で使用) ④当初壁材断面(実物) ⑤修理壁材断面(模型) ⑥コア抜き材(制水井2号上屋 モルタル壁) ⑦コア抜き材(制水井5号上屋 コンクリート壁) ⑧コア抜き材(門柱 煉瓦造)
12	水道管(12インチ・6インチ)	
13	濾過池制御バルブ・柵蓋	
14	橋名板	①下流側管理橋 左岸側橋名板「水●●」 ②下流側管理橋 右岸側橋名板「水道橋」 ③下流側管理橋 左岸側橋名板「昭和五年拾月●●」 ④下流側管理橋 右岸側橋名板「昭和五年拾月架替」
15	管理橋の部材 (柱頭バンド、ブレース、手摺など)	
16	管理橋の部材(ボルト、手摺など)	①上流側管理橋 取付部が摩耗した手摺材 ②下流側管理橋 橋脚柱等ブレース止バンド止ボルト ③下流側管理橋 下部橋脚足元水平ブレース材 緊結ボルト、ナット、ワッシャー ④下流側管理橋 支承部鬼ボルト ⑤下流側管理橋 支承部鬼ボルト付ナット(六角)
17	管理橋の部材(水平ブレース)	
18	建造当初のマンホールの蓋(縞鋼板)	
19	管理橋の部材(橋桁)	
20	管理橋の部材 (橋桁 修理の際に切断したフランジ部)	
21	管理橋の部材(縞鋼板製可動支承)	
22	櫓状木造品(使途不明)	
23	洗砂用鉛製給水管	

◎完成写真（展示パネル、移設展示品、図面パネル）



左側 P5-4、中央 P1



中央 P2



左側 P3 音声ボックス、中央 P3



中央 P4



左側 P5-1, 2、右側 P5-3



左側 P6-1、右側 P6-2



中央 P6-3



棟内南側 展示施設の様子



展示品 No. 5～11、No. 22



左側 F1, F2、右側 F3～F6



展示品 No. 17～21

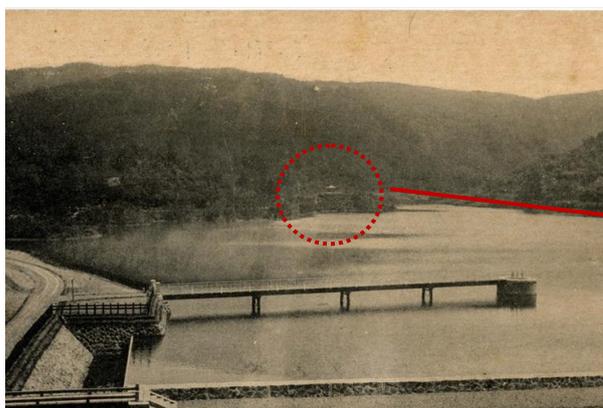


展示品 No. 14～16

【施設の概要】 ③休憩所

水源地の機能を維持するため、かつての貯水池管理道に設置されていた監視小屋とほぼ同位置に休憩所を設置する。貯水池周辺を見学する際の休憩施設等として活用する。

施設名称	計画位置	計画内容	
③休憩所	貯水池・周回ゾーン	整備内容	木造[腰壁PC造]3.6m*3.6m*h3.9m、銅板一文字葺屋根木造 基礎部:コンクリート造、床部:玉石入りモルタル仕上げ
		現状	地場産業振興に寄与するために、柱や梁等へは木材を用いた。 内部の2方に腰壁付きベンチを併設し、休憩機能を向上させた。 建物の周辺樹木を適宜伐採して、池側への眺望や見学路からの視認性も確保した。



美敷水源地古写真(大正4~7年頃)



監視所付近拡大写真



完成写真(南側外観)



見学路よりの眺望



屋内より、南側への眺望



休憩所より、東側への眺望

【施設の概要】④受付棟兼倉庫

ポンプ機器を収納していたコンクリートブロック造の建造物で、事務所前人道橋に隣接している。濾過池の対岸、事務所前人道橋の袂にある後補の建造物であるが、景観上の支障にはなっておらず、改修を加えることで便益施設として活用する。

施設名称	計画位置	計画内容
④受付棟倉庫	エントランスゾーン	整備内容 既設コンクリートブロック造改修、スレート屋根取替 5.00m*3.20m*1.80/2.20m
		現状 内部のポンプ機器は残置し、清掃を行った。 外壁(コンクリートブロック造)は残置し、表面塗装の更新に止めた。 屋根部の劣化は顕著で、またアスベストを含んでいたため処分を行った。 窓枠や窓材の更新を行い、室内への通風や採光条件を是正した。 窓下端部に棚を設置、また鉄扉は通常開放とし木製内扉を設けるなど受付棟としての視認性や機能強化を図った。



完成写真（南側外観）



屋内ポンプ機器（残置）



受付カウンター

【施設の概要】⑤バイオトイレ

給排水設備が設置できないため、無水型バイオトイレを設置する。

受付棟兼倉庫に隣接して設置するが、主要建造物からは離れた位置にあり、必要最小限の規模とすることから、全体景観への影響もなく文化財の価値を損なう恐れはない。

施設名称	計画位置	計画内容
⑤バイオトイレ	エントランスゾーン	整備内容 無水型バイオトイレ 1.92m*1.45m*h2.00m(2.65m) 男性用1穴、女性用1穴
		現状 柱や壁に木材を用い、景観に配慮している。 濾過池付近から流出している水を利用して、トイレ近くに手洗い用水施設を設ける。



バイオトイレ



手洗い栓

【施設の概要】⑥平型ベンチ

見学者の休憩等のため、平型のベンチを設置する。景観や文化財の保護に影響しない位置に設置し、色彩等も周囲に溶け込むものとする。

施設名称	計画位置	計画内容
⑥平型ベンチ	共通整備内容	左岸、右岸共：平型ベンチ1.850m*0.415m*h0.420m 基礎部：石材、座面：合成木材
	ア.眺望ゾーン	現状 堰堤頂部の右岸・左岸に各2基(計4基)設置した。
	イ.休憩広場ゾーン	現状 芝生広場の河川側の縁部に設置(計2基)
	ウ.展示・学習ゾーン	現状 見学範囲に適宜設置(2基1組・4か所、計8基)
	エ.エントランスゾーン	現状 駐車場沿いに量水器室の下流側及び事務所前人道橋脇に2基ずつ設置(計4基)



眺望ゾーン(堤体右岸側)



眺望ゾーン(堤体左岸側)



エントランスゾーン



休憩広場ゾーン



展示・学習ゾーン(三号濾過池)



展示・学習ゾーン(一号濾過池)

【施設の概要】⑦総合案内板

重要文化財旧美敷水源地水道施設の概要を伝え、見学範囲や問い合わせ・非常時連絡先等を表示する。導入部分と堰堤頂部の見学路付近（右岸側・左岸側各1基）で、文化財の保護に影響せず、景観を阻害しない位置を選んで設置する。

施設名称	計画位置	計画内容	
⑦総合案内板	眺望ゾーン	整備内容	柱等再生材 形状:1.40m*(1.00m)*h1.80m 板部(SRCメタル多色印刷):W1200*H900*t20
		現状	多国語表示対応印刷 貯水堰堤の歴史、紹介を中心に、眺望を活かした解説・写真等を使用した。
	エントランスゾーン	整備内容	柱等再生材 形状:1.40m*(1.00m)*h1.80m 板部(SRCメタル多色印刷):W1200*H900*t20
		現状	多国語表示対応印刷 旧美敷水源地水道施設の紹介、見学案内を表示した。



エントランスゾーン



眺望ゾーン(堤体左岸側)



眺望ゾーン(堤体右岸側)

【施設の概要】⑧説明板

個別の建造物等の説明のため、小型の解説板を設置する。

施設名称	計画位置	計画内容
⑧説明板	共通整備内容	移動可能型 柱部0.041m*0.041m*h0.90m、板部(SRCメタル多色印刷):0.20m*0.30m*t20 形状:1.6*0.6*h0.7~1.0m程度、多国語表示対応印刷 建造物・構造物等の名称、設置年を表記する。
	貯水池・周回ゾーン	現状 美敷川上流量水堰付近／通り谷水量堰(大の堰、小の堰)付近 計3基
	眺望ゾーン	現状 貯水池堰堤右岸、左岸(頂部付近) 計2基
	展示・学習ゾーン	現状 岩ヶ平人道橋付近／一号～五号濾過池制水井上屋付近／ 二号濾過池排水井付近／接合井付近／事務所棟跡 計9基
	エントランスゾーン	現状 事務所前人道橋付近／量水器室付近 計2基



展示・学習ゾーン(二号濾過池)



展示・学習ゾーン(五号濾過池)



貯水池・周回ゾーン(通り谷小の堰)



展示・学習ゾーン(岩ヶ平人道橋)

【施設の概要】⑨二号濾過池排水井亚克力蓋

排水井のうち、濾過池の排水バルブを内蔵している二号濾過池のものについて、亚克力製の蓋等により内部を見学できるようにする。当初・後補の鉄蓋は、ガイダンス施設兼休憩所内で保管・展示する。

施設名称	計画位置	計画内容
⑨二号濾過池排水井 化粧蓋蓋/説明板	展示・学習ゾーン	整備内容 排水性内部の露出展示(亚克力製蓋を使用) 蓋部: ステンレス枠、ポリカーボネート板開閉タイプ 1枚 説明板(固定金具): 100mm*200mm*t2.0 3枚
		現状 二号濾過池に隣接する排水井で、内部の施設や構造が見えるようにしている。 内部の保存状態は良好である。



蓋部(開口時)



内部(開口時)

【施設の概要】⑩芝生広場

事務所棟及び倉庫跡にあたり、整備に先立って遺構の保存状況を確認、盛土保存を行った後に張芝工を行う。

施設名称	計画位置	計画内容	
⑩芝生広場	休憩広場ゾーン	整備内容	盛土工、張芝工[野芝]: A=1,100㎡
		現状	見通しを阻害している樹木は撤去を行った。 芝生広場の周辺は砂利敷きとし、広場の排水性能や休憩時の利便性を向上させた。 既存の池は埋め立てるが、樹部には蓋を掛けその機能は継続している。



芝生広場(南側から)



芝生広場 (手前に排水樹蓋)

【施設の概要】⑪見学路

旧管理道を概ね踏襲して整備し、路盤補強を必要最低限として、文化財の保存に影響しない整備とする。見学路は、歩行者専用路とし車両は通行禁止とする。ただし、管理車両及び許可を得た車両は通行可とする。

施設名称	計画位置	計画内容	
⑪見学路	貯水池・周回ゾーン	整備内容	路盤工:厚10cm(不陸が激しい区間) 路盤補強材[不織布、h5.0cm](砂利の流亡が想定される区間) 防草シート敷設[雑草伸長防止用] 表層工:砕石敷き厚3.0cm程度[幅員2.0~2.5mの範囲] アスファルト舗装[劣化区間]:表層工:アスファルト厚3.0cm
		現状	不陸が激しい区間では、路盤工(厚10cm)を設けた。 路床部に防草シートを敷設し、雑草伸長を防御した。 幅員2.0~2.5mの範囲の路盤強化を行い、管理用車両が乗り入れ可能な断面構造を確保した。 右岸側の既存アスファルト舗装で、劣化が進行している区間はその改良を行なった。
	展示・学習ゾーン	整備内容	幅員:2.0m程度、 路盤工:厚10cm、 表層工:樹脂製砕厚3.0cm、細砂利充填
		現状	昭和9年の写真を参考に、修理範囲と違和感ない仕上げとした。 路床部の不陸が激しい場合は、路盤工(厚10cm)を設けた。 樹脂製の砕を予め敷き並べた後、内部に砕石を充填し車椅子の通行を可能としている。



見学路(右岸)アスファルト舗装



見学路(右岸)砂利敷き舗装



展示・学習ゾーン 砂利敷き舗装



展示・学習ゾーン 砂利敷き舗装

【施設の概要】⑫駐車場・通路

管理車両等の駐車スペースを、来客者駐車場として整備する。路盤を復旧し、碎石の飛散防止のためプラスチック製型枠を使用し走行性を高める。

施設名称	計画位置	計画内容	
⑫駐車場、通路	エントランスゾーン	整備内容	路盤工:厚10cm、路床部:防草シート敷設、 表層工:車両通行対応樹脂製枠、碎石充填[舗装厚4.0cm]
		現状	不陸が激しい区間では路盤工(厚10cm)を設けた。路床部に防草シートを敷設し、雑草伸長を防いでいる。 表層工では、予め車両通行対応樹脂製枠を敷設した後砂利を充填、砂利の飛散を防ぎ走行性を高めている。 現状駐車場利用地の南側一帯も、臨時駐車場として整備を行っている。



駐車場(北側)



駐車場(南側)



樹脂製枠近景(砂利充填)



樹脂製枠近景(砂利充填)

【施設の概要】⑬電気設備

ガイダンス施設兼休憩所への電力供給、催事時や清掃等維持管理作業に備えて電気設備を設置する。

施設名称	計画位置	計画内容
⑬電気設備	展示・学習ゾーン	整備内容 ハンドホール:2基、 (端末機器10基は別途ガイダンス施設設備工で計上) 管路:延べ約280m、ケーブル延べ約72m
		現状 人道橋下部よりハンドホールを経由してガイダンス施設兼休憩所に繋いでいる。
	エントランスゾーン	整備内容 引き込み柱:1基、分電盤:1基、 屋内分電盤:1基、端末機器:1基(倉庫兼受付棟内) ハンドホール:1基、管路:延べ約150m、ケーブル:延べ約43m
		現状 引込柱は、広域農道側の境界付近の、指定以前に既に地形の改変(排水溝の設置)を受けている場所に設置した。 受付兼倉庫棟内分電盤を設け、敷地内の電気設備コントロールを行う。 ケーブル等の埋設工事は、事務所前人道橋修理並びに活用施設整備と合わせて行なった。



引き込み柱



右奥に分電盤(倉庫兼受付棟内)



分電盤外観

(3) 外構及び周辺整備計画

ア 植栽計画

濾過池周辺は昭和4年の植栽状況の復元を試みた。当時の写真から植え付け当初の樹種は「美し松」もしくは「多行松（タギョウショウ）」と推定されるが、現在では入手が難しくなっている。そこで近縁種で流通性がある「クロマツ」を採用する。

(図5-4 活用施設配置図(展示・学習ゾーン/芝生広場ゾーン拡大図参照))



イ 景観計画

旧美敷水源池水道施設の、全体景観の維持を図る。

- ・濾過池周辺については、昭和9年刊行の写真帳に使用された写真を基準とする。
- ・鳥取県関連部局等と連携を図り、良質な水辺景観の維持に努める。
- ・指定地内の山腹を含めた山林地では、倒木や枯損木の除去を行った他、見通し等阻害樹木については伐採を行い、良質な水源地景観並びに山林景観の維持を図る。

(4) 活用整備事業費

平成26年度から平成30年度にかけて、国庫補助を受けて活用整備事業に要した費用をまとめると次の表のようになる。なお、バイオトイレの製作設置は自費で行う。

(単位：千円)

年度 (平成)	主たる事業費			その他経費	合計
	工事請負費	業務委託費	小計		
25	0.0	4,805.0	4,805.0	152.0	4,957.0
26	3,130.0	2,163.0	5,294.0	53.0	5,348.0
27	5,043.0	13,068.0	18,111.0	75.0	18,187.0
28	20,756.0	2,786.0	23,542.0	80.0	23,623.0
29	101,088.0	7,214.0	108,302.0	75.0	108,378.0
30	11,091.0	756.0	11,847.0	75.0	11,923.0
合計	141,108.0	30,792.0	171,901.0	510.0	172,416.0

(5) 管理、運営計画

ア 管理・運営の基本方針

○管理方針

重要文化財を保護するとともに、その価値を発信し、地域で永続的に活用できるよう、適正な管理を図る。なお、指定文化財の管理については「保存管理計画」に拠るため、修理完了後、「保存管理計画」の見直しを行う際、管理運営計画についても見直しを図ることとする。

○運営の主体

公開活用の運営主体は鳥取市とし、鳥取市教育委員会が担当する。

○運営の委託

日常の公開は、地元住民を中心に組織する美敷水源地保存協議会に委託して実施する。公開活用に必要な経費は鳥取市が支出する。担当部局（市教育委員会）は、公開状況の把握に努める。

○公開期間と公開時間

①一般公開

一般公開の期間は通年とする。運営委託者と協議の上、別途閉鎖の日を定めることがある。

建造物内部については、特別公開期間を除き、原則運営を委託された者またはガイド等それに準ずるものが同行できる場合に限り、開錠して公開する。このため、内部見学については予約制とする。

一般公開の時間は常時とし、見学については9:00～17:00の間とする。

②特別公開

春期（4月初め）、秋期（10月上旬）とするが、全国近代化遺産一斉公開等の特定の期間についても特別公開を行い、ガイドが常駐して解説を行う。

○公開の制限

気象、積雪等の事由により臨時に公開を中止することがある。

○入場の制限

安全管理上問題があると管理人が判断する場合は、入場を制限することができる。

○ガイド

管理人またはガイドクラブによる文化財解説を行う。解説内容については、鳥取市教育委員会が助言し、正確な情報提供に努める。

○配布資料等

一般の見学者に対して、文化財の普及を目的として無償のパンフレットを制作、配布する。パンフレットの内容の充実に努め、多言語対応等を検討する。

○入場の制限

安全管理上問題があると管理人が判断する場合は、入場を制限することができる。

○公開範囲

指定区域を「①常時開放管理区域」、「②常時封鎖する区域」に大別して公開範囲を設定する（下表）。

○ 管理用什器

管理に用いる机等の什器は必要最小限の配置に留め、雑物を持ち込まないよう注意する。また清掃用具・除雪用具等の収納は、受付棟兼倉庫内を利用する。

○ 公開情報の提供

鳥取市教育委員会は、年間の公開計画、企画事業計画、その他の公開状況に関する情報の提供に努める。とっとり市報やホームページ等を活用する。

○ 公開記録の作成

一般公開に関して必要な記録は管理人が日誌を作成する。特別公開等の企画事業等について実績を記録する。鳥取市教育委員会は記録の管理を行い、今後の公開活用計画の基礎資料とする。

入場者等の要望または意見を記録し、今後の公開活用計画の参考とする。

① 常時開放区域	
場所（ゾーン）	公開内容
展示・学習ゾーン （瀧過池周辺地）	敷地内は、ガイダンス施設も含め原則常時公開。 指定文化財建造物の内部は限定公開。 イベント実施並びに受入れ、特別公開の実施。 公開日の来訪者対応、ガイダンスの実施。 団体見学への対応（問い合わせ、予約対応、ガイダンス）
眺望ゾーン／休憩広場ゾーン エントランスゾーン （①を除く、見学可能な範囲）	見学路や通路は、歩行者及び許可車両の通行は常時可。 但し、冬季の指定区間を除く。
② 常時封鎖する区域	
ゾーン（場所）	管理内容
貯水池・周回ゾーン （見学路を除く） 堰堤下流・散策ゾーン （見学路を除く）	基本的に見学路以外への立ち入りを禁止し、非公開とする。

イ 管理区域の設定

指定区域を、「①限定開放管理区域」、「②常時封鎖する区域」、「③常時開放区域」に大別して管理する。

① 限定開放管理区域	
場所（ゾーン）	管理内容
展示・学習ゾーン （濾過池周辺地）	常時開放する区域 積雪時は封鎖する（週1回程度の見回りを実施） 定期的な除草（春季～秋季 月1回程度） 建造物、施設等の清掃、並びに状況確認
眺望ゾーン／休憩広場ゾーン エントランスゾーン （①を除く、見学可能な範囲）	見学路については、歩行者及び許可車両の通行は常時可とする 定期的な除草（道路脇の伐採、除草等：年数回） 見学路の見回り、管理（冬季を除き週1回程度）

② 常時封鎖する区域	
ゾーン（場所）	管理内容
貯水池・周回ゾーン （見学路を除く） 堰堤下流・散策ゾーン （見学路を除く）	基本的に立ち入り禁止する区域 安全管理 （見学者のための安全柵の設置、管理：鳥取市） （貯水池、堰堤、並びに堰堤下流路の管理：鳥取県）

ウ 管理、活用の体制

管理については鳥取市教育委員会より、美歎地区もしくは美歎地区を中心とする団体（美歎水源地保存会等）に管理業務を委託する。個別業務単位ではなく、年間管理の委託契約とする。

関係機関（鳥取県、鳥取市水道局、全国近代化遺産活用連絡協議会等）、市民団体等との協力体制を強化し、効果的な管理・活用を検討する。例えば、いなば国府ガイドクラブ、公益財団法人池田家墓所保存会や、因幡万葉歴史館・鳥取市歴史博物館等館園施設との連携による活用プログラムの開発を図る。

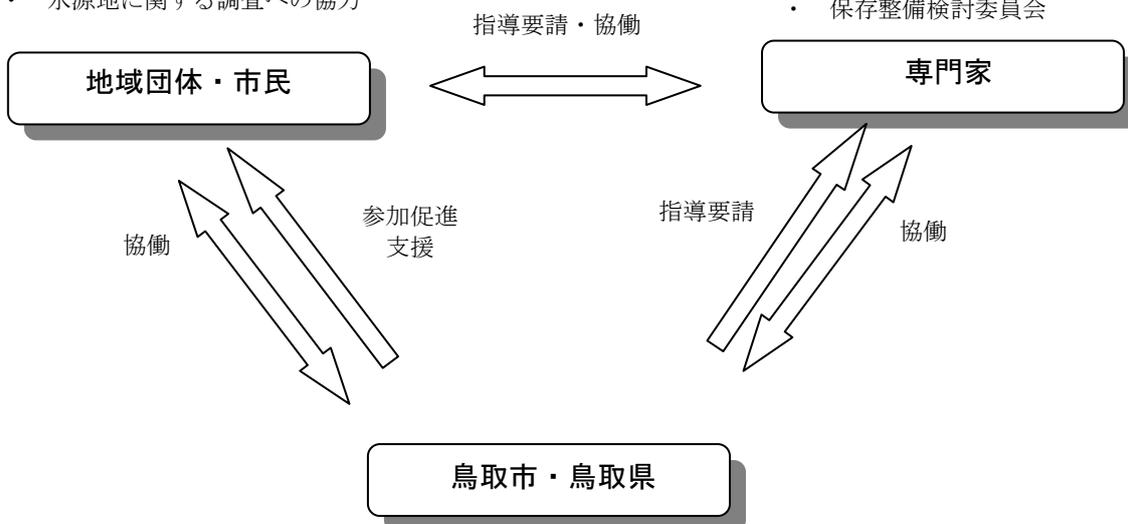
市民や専門家等も交えて活用体制やメニューを準備、旧美歎水源地施設という文化財価値を、広く県内外に周知していく。国府地域には多数の史跡・文化財が所在しており、文化観光の素材としての情報発信・活用も図っていく。

**文化財価値・地域の歴史性の理解、
愛着の育成**

- ・ 日常的な利用維持管理のサポート
- ・ 公開やイベント等のガイド、サポート
- ・ 社会見学、広報、イベント等の企画立案、開催
- ・ 地域の活性化につながる事業
- ・ 一部管理業務等委託の検討
- ・ 水源地に関する調査への協力

**文化財の調査研究と
保存活用への助言・指導**

- ・ 調査研究への協力、指導
- ・ 水源地整備、活用への指導
- ・ 保存整備検討委員会



**保存・管理、活用支援と
情報発信**

- ・ 日常的な維持管理
- ・ 広報、イベント等の企画立案、開催のサポート
- ・ 整備進捗状況の情報公開
- ・ ガイドの育成等活用環境の整備

包括的な管理・利活用体制・市民参画のイメージ

エ 活用内容と実施主体

活用内容と活用事業実施主体

活用内容		実施主体
日常的なガイド	<ul style="list-style-type: none"> ・展示パネル等現地のガイド設備 ・市民によるガイド ・出前講座 	教育委員会 管理委託団体 市民 館園施設
広報・啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーンハイキングによる水源地の清掃活動 ・関連資料の展示・近代化遺産をテーマにした展覧会 ・整備事業の進捗に関する広報 ・市民参画に係る広報 	教育委員会 鳥取市水道局 管理委託団体 専門家
教育普及・研究活動	<ul style="list-style-type: none"> ・資料・建造物・地下遺構及び水源地に係る基礎事項の調査 ・調査成果の逐次発表 ・専門家等による調査・研究の推進 ・市民を中心とする学習会 ・ガイドの養成 	専門家 管理委託団体 市民 教育委員会 館園施設
環境を生かした活用	<ul style="list-style-type: none"> ・旧水源地を会場とするイベント受入 ・ハイキング、水源地ウォーク ・野鳥・水生動植物等の観察会や四季折々の花や野草の観察会等、自然環境を生かしたイベント ・野外音楽会等の文化イベント 	管理委託団体 ガイドクラブ 市民 イベント主催者
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・文化観光資源としての利活用促進 ・周辺観光資源との一体的利活用 	鳥取市 観光事業者 市民

4. 情報発信・ガイダンスの取り組み

旧美敷水源地水道施設を、鳥取市の近代化のあり方を示すフィールドミュージアム的なものと位置付け、下記のような取り組みを進めていく。

○調査研究の継続

水道局、専門家の協力を得て、鳥取市の近代史の中での位置づけを含め、旧美敷水源地水道施設に関する歴史的・文化財的研究を継続し、刊行物等に反映する。

○歴史資料の公開

因幡万葉歴史館・鳥取市歴史博物館等の展示施設を活用し、旧美敷水源地水道施設に関する歴史資料の公開を図る。

○ガイドブック等の作成

調査成果や活用の取り組みに基づき、ガイドブックや資料集等を作成し、電子的あるいは印刷物として配布する。

○ガイドの養成

水道局、専門家の協力を得て、地域や災害の歴史、水道施設の技術的知識等を深めるための講座等を実施し、ガイドによるガイダンスを充実させる。

○固定サイン以外のガイダンス手法の検討

市ホームページ等で市内文化財施設や観光施設情報発信の充実を図り、それをスマートフォンやタブレット等の端末機器を利用した、ユビキタス通信環境整備へと繋いでいくことが挙げられる。

○全国的な情報発信

全国近代化遺産活用連絡協議会への参画などを通して、類似施設との協力や全国への情報発信に取り組んでいく。